

## ふるさと納税のメリット

Aさん

税理士のJunさん

ふるさと納税のメリットとは何ですか？

ふるさと納税の上限は、どのように計算するのですか？

ふるさと納税の基本的な仕組みを教えてください。

まず①ふるさと納税ですが、それは簡単にできるのですか？

それが終わると、②お礼の品、領収書が送られてくるのですか？

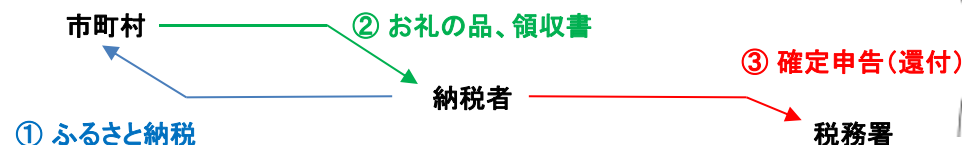
ふるさと納税をした翌年の3月15日までに、③確定申告(還付)をするのですか？

なるほど、ふるさと納税は比較的簡単な割にはメリットが大きいと理解できましたが、何か注意することはありますか？

ザックリと言えば、**2,000円の自己負担で、それを上回るような「お礼の品」がもらえる**ことです。ただし、課税所得に応じて、**ふるさと納税の上限**がありますので、ご注意ください。

ふるさと納税のサイトにアクセスすれば、シミュレーションできますので、計算してみてください。例えば、課税所得が330万円以下の場合には、課税所得×約2.5%が大体の目安となります。

基本的な仕組みを図解すると、次のとおりです。



ふるさと納税のサイトにアクセスし、寄付をする市町村等を選び、お礼の品、寄付金の額、決済方法等を入力することにより、ふるさと納税の決済を行います。(その際、ワンストップ特例を選ぶこともできますが、かえって手続きが複雑になったりしますので、ここでは、確定申告によるふるさと納税の方法を解説します。)

②お礼の品、領収書が別々に送られてきます。この領収書は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

そうです。③確定申告において、第二表の「寄附金控除」の欄に、寄附年月日、市町村名、金額を記載します。この「寄附金控除」は2,000円を超えた金額が所得金額から控除されることとなります。最初に述べた自己負担額2,000円はこのことを意味します。

そして、③確定申告において、第二表右下、「寄附金税額控除」の「都道府県、市区町村分」の欄に、寄附金額を忘れずに記載してください。申告書の記載はこれだけです。

仮に、③確定申告でふるさと納税だけの申告を行う場合、その上限額が守られていれば、所得税還付額と住民税減税額との合計額が、基本的には(寄附金額-2,000円)になるということです。

先に、①ふるさと納税をして、最後に、③確定申告(還付)をするので、現実的には、税金の前払いをしているわけです。ふるさと納税のメリットや上限金額をよく理解した上で、税金の前払いという意識を持って、ふるさと納税にトライしてみてください。